

自転車運転中の罰則が強化されました！

ながらスマホ
酒気帯び運転



自転車の運転中における携帯電話使用等について

主に交通事故を発生させるなど、交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転について

運転者、車両提供者：**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
同乗者、酒類提供者：**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県
各市町村
愛知県警察本部
中部管区行政評価局
名古屋地方検察庁
名古屋法務局
名古屋保護観察所
中部運輸局
中部運輸局愛知運輸支局
愛知労働局
中部地方整備局
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋高速道路公社
愛知県道路公社
愛知県交通安全協会
愛知県安全運転管理協議会
愛知県社会福祉協議会
愛知県公民館連合会
愛知県老人クラブ連合会
愛知県青少年団体連絡協議会
日本ボーイスカウト愛知連盟
愛知県青年団協議会
日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
愛知人権擁護委員連合会
愛知県女性団体連盟
愛知県地域婦人団体連絡協議会
愛知県子ども会連絡協議会
愛知県青少年育成県民会議
愛知県医師会
愛知県保護司会連合会
名古屋人権擁護委員協議会
愛知県弁護士会
名古屋青年会議所
名古屋青年団体協議会
名古屋地域女性団体連絡協議会
名古屋市区協力委員協議会
愛知県交通安全母の会
愛知県教育委員会
愛知県小中学校長会
愛知県公立高等学校長会
愛知県私学協会
愛知県私立大学協会
愛知県私立短期大学協会

愛知県国公立幼稚園・こども園長会
愛知県私立幼稚園連盟
愛知県社会教育委員連絡協議会
愛知県小中学校PTA連絡協議会
愛知県公立高等学校PTA連合会
愛知県私立保育園連盟
愛知県専修学校各種学校連合会
各市町村教育委員会
名古屋市教育委員会
名古屋市立小中学校長会
名古屋市立高等学校長会
名古屋市立幼稚園長会
名古屋市立小中学校PTA協議会
愛知県自動車協会
愛知県トラック協会
愛知県タクシー協会
名古屋タクシー協会
愛知県バス協会
愛知県バス運送協同組合
愛知県自家用自動車協会
JAF愛知支部
愛知県自動車整備振興会
愛知県自動車販売店協会
愛知県軽自動車協会
愛知県中古自動車販売協会
愛知県自動車部品販売協会
中部自動車リース協会
愛知県レンタカー協会
日本自動車査定協会
中部地区自動車管理業協会
愛知県道路標識・標示業協会
自動車事故対策機構名古屋支所
軽自動車検査協会愛知主幹事務所
自動車安全運転センター愛知県事務所
愛知県交通運輸産業労働組合協議会
日本労働組合総連合会愛知連合会
愛知県自転車モーター商協同組合
愛知県二輪車普及安全協会
愛知オートバイ事業協同組合
愛知県石油商業組合
愛知県指定自動車教習所協会
愛知県サイクリング協会
愛知県ウォーキング協会
愛知県名古屋市道路利用者会議

愛知県高速道路交通安全協議会
日本学生自動車連盟中部支部
日本郵便株式会社東海支社
東海旅客鉄道株式会社
中部鉄道協会
名古屋鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
豊橋鉄道株式会社
名古屋臨海鉄道株式会社
衣浦臨海鉄道株式会社
愛知県鉄道株式会社
愛知県高速交通株式会社
名古屋臨海高速鉄道株式会社
愛知県土木研究会
愛知県生コンクリート工業組合
愛知県商工会議所連合会
愛知県商工会連合会
愛知県経営者協会
愛知県商店街振興組合連合会
全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
愛知県遊技業協同組合
名古屋商工会議所
愛知県損害保険代理業協会
損害保険料率算出機構中部本部
愛知県T・S・I商生活衛生同業組合
愛知県種類食堂生活衛生同業組合
愛知県中華料理生活衛生同業組合
愛知県社交飲食生活衛生同業組合
愛知県料理生活衛生同業組合
愛知県飲食生活衛生同業組合
愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
愛知県食肉販売業生活衛生同業組合
愛知県食肉生活衛生同業組合
愛知県氷雪生活衛生同業組合
愛知県理容生活衛生同業組合
愛知県美容生活衛生同業組合
愛知県興行協会
愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
愛知県クレーニング生活衛生同業組合
各報道機関
(順不同)

【合計 270 実施機関・団体 2024年10月8日現在】

～ライト・オン運動～

運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせる取り組みです。

◎点灯時刻の目安(日没時刻の概ね1時間前)

12月、1月…16:00

※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯



事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
TEL 052-954-6177 (ダイヤル)
FAX 052-954-6910
E-mail kenmin*anzen@pref.aichi.lg.jp

2024年

年末の交通安全県民運動実施要綱

《期間》

2024年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間
※「県内一斉大監視」12月6日(金)午後4時から午後6時の間

《目的》

年末は、師走特有の慌ただしさから、運転者や自転車利用者等の注意力が散漫となり、交通事故の増加が心配されます。

この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なることにより、夕暮れ時から夜間の交通事故の危険性が高まります。さらに、忘年会等、飲酒の機会が増えることから飲酒運転による交通事故の増加も懸念されます。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側の法令違反が原因となるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。

そこで、以下の運動重点に沿った年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、交通事故の防止を図ります。

《運動重点》

- 歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

《スローガン》



《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリーS運動



- Stop (ストップ)**
- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
 - ・横断歩道や交差点では歩行者優先
 - ・飲酒運転の根絶
- Slow (スロー)**
- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
 - ・見とおしが悪い交差点では徐行
- Smart (スマート)**
- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
 - ・シートベルトの全席着用の徹底
 - ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

＜運動の進め方と取組内容＞

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

◎2024年広報重点

- 運転者へ **一瞬のよそ見一生 駄目にする**
- 歩行者へ **横断中 スマホ見るより まわり見て**
- 自転車利用者へ **ヘルメット かぶって守ろう 命とルール**



◎取組内容

運動重点1 歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底

(1) 歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした**反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装**等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。
- 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進するとともに通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
※「ゾーン30プラス」…最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域
- 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進する。

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性を周知する。
- 自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認し、横断歩道手前で止まったドライバーに会釈をするなど感謝を伝える「**ハンド・アップ運動**」の実践等を促す取組を推進する。
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 安全に道路を通行することについて、日常生活を通じて保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組を推進する。



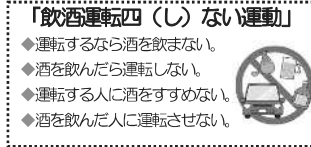
運動重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1) 運転者の安全運転意識の向上

- 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯を促す「**ライト・オン運動**」を推進する。
- 自動車運転者においては、夜間の対向車や先行車がない状況における**ハイビームの活用**を促す取組を推進する。
- 自動車運送業を始めとする各種事業者から従業員へ夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。
- 子どもや高齢者、障がいのある人等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転の励行を推進するとともに、「**交通安全スリーS運動**」の実践を働き掛ける。
- 横断歩道の標識や標示（ダイヤモンド）を見たら、速度を落として、前方の横断歩道周辺に歩行者がいないかを確認し、横断中又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう「**横断歩道における歩行者優先**」を徹底する。
- 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発を推進する。

(2) 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、「**飲酒運転四（し）ない運動**」を徹底する。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や「**ハンドルキーパー運動**」の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。
- アルコール検知器を用いた運転前後の酒気帯びの有無の確認等、業務に



使用する自動車の利用者等の義務に関する指導を徹底させる取組を推進する。

(3) 高齢運転者の交通事故防止対策

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等についての交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発と**サポートカー限定免許制度**に関する広報啓発を推進する。
- 運転に不安のある高齢運転者等に対する**安全運転相談窓口（#8080）**の積極的な周知に加え、**運転免許証の自主返納制度**及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により**自主返納**を促す取組を推進する。

(4) 妨害運転等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 「**カチッと100!**」を言葉にして、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。
- 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対して全席でシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進する。

(6) 二輪車の交通事故防止対策

- 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。

運動重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

(1) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳罰化）の周知

- 「**自転車安全利用五則**」に則った通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。
- スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導を徹底する。
- 自転車乗込違反に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等を推進する。
- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定について周知と指導を徹底する。

「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用を徹底に向けた広報啓発を推進する。
- **夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付け**を促す取組を推進する。
- 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。

(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組を推進する。
- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する広報啓発を推進する。